

飯塚市議会インターネット中継に関する要綱に定める  
録画中継の掲載期間の考え方について

1. 要綱案の規定内容について

(録画中継の掲載期間)

第4条 録画中継は、原則として第2条第1項各号に掲げる会議のあった日から7日後(当該7日には、飯塚市の休日を定める条例(平成18年飯塚市条例第2号)第1条第1項に規定する飯塚市の休日を含まないものとする。)までに、議会のホームページに掲載するものとし、その掲載した日から3年が経過した年度末に議会のホームページから削除する。

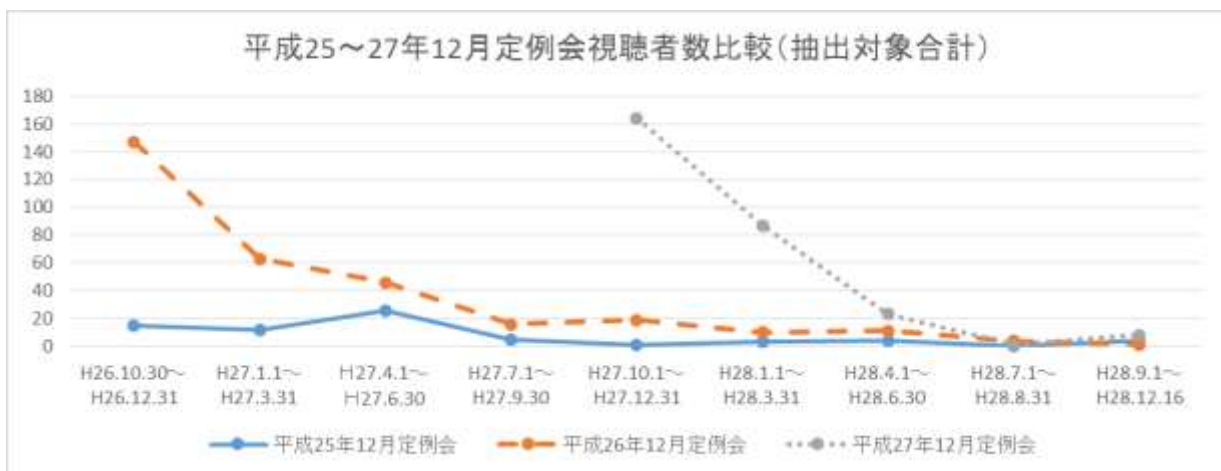
2. 掲載期限の設定根拠について

本会議及び委員会の正式な記録と定められているのは会議録であり、録画配信データはあくまでも参考資料という位置付けとなるため、これを正式な記録として取り扱うことはできず、あくまでも市民に市議会を知っていただく広報手段の一つです。

また、インターネット上の無料動画配信サービスであるYouTube(ユーチューブ)を活用することで、配信のための経費は要していませんが、本会議及び委員会の録画データは年間100本以上追加しており、期限を定めずにデータを掲載し、本数が増えていくこととなれば、悪意のあるコメントが投稿されたり、違法アクセスによってデータの改ざんが行われるなどの危険性が高くなるとともに、管理がおろそかになることが危惧されます。

また下図のとおり、過去3年間の12月議会の視聴実績を調査したところ、1年経過後には視聴者が一ケタとなっており、一定の保存年限としても差し支えないと考えられることから、市の一般文書の保存年限に準じる形で、録画配信データの掲載期間を3年が経過した年度末としています。

なお、新庁舎のシステムに移行した後は、元データを事務局で保存することにしてしますので、要望があれば事務局で視聴したり、貸し出したりすることも可能です。



※それぞれの本会議開催日(各6日間)における最初の動画ファイルの視聴者数を合計したものであり、全動画の視聴者数を合計したものではありません。